博士論文のリポジトリ公表

広島大学 学術・社会産学連携室 図書学術情報企画グループ 川村 拓郎 2014年9月29日, 10月7日



内容

- 1. 博士論文のリポジトリでの公表
- 2. リポジトリでの公表に関する提出物
- 3. やむを得ない事由とは
- 4. 著作権や投稿の契約とリポジトリでの公表
- 5. おわりに

1. 博士論文のリポジトリでの公表

• 広島大学学位規則の博士論文公表に係る箇所(13,14条)

	内容の要旨、審査の要旨	全文
公表者	広島大学	学位を授与された人
公表の期限	授与日から3か月以内	授与日から1年以内
公表の例外	なし	「やむを得ない事由」がある場合, 全文の要約を公開 ※事由が解消されれば全文を公表
公表の方法	インターネット	インターネット (広島大学の協力を得て)

- インターネット:実際の運用=広島大学学術情報リポジトリ

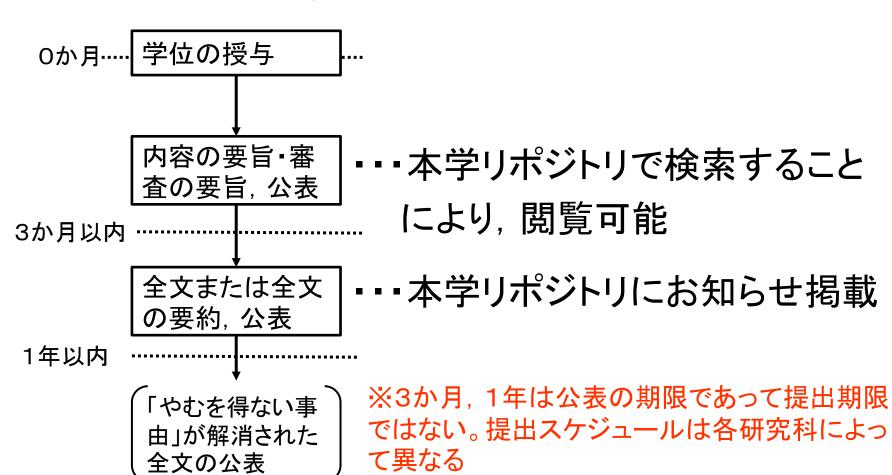
(本学リポジトリ) /b4ta.//ig1ib.biga.bi

(http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/portal/)

- やむを得ない事由:全文をインターネット公表できない事情
- インターネット公表できなくても、学位規則改正前と同様、広島大学と国立国会図書館では全文を閲覧できる3

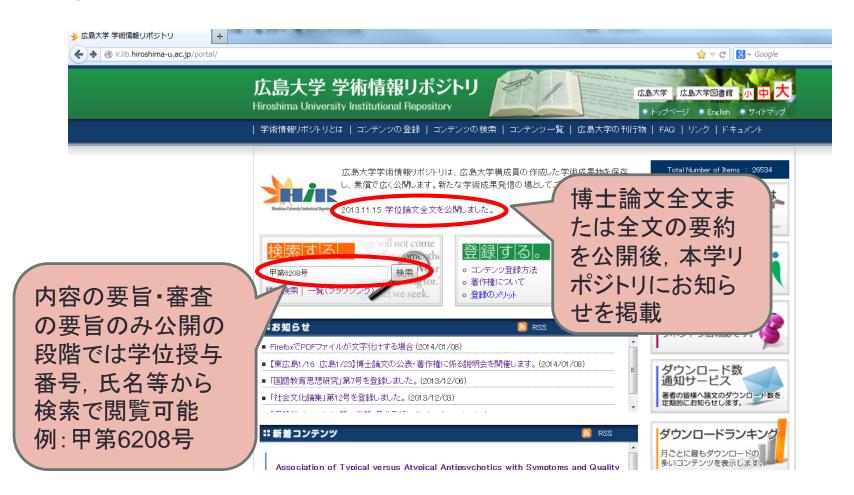
1. 博士論文のリポジトリでの公表(2)

• リポジトリでの公表のスケジュール



1. 博士論文のリポジトリでの公表(3)

• 本学リポジトリトップページ



2. リポジトリでの公表に関する提出物

- 学位申請者の提出物のうちリポジトリでの公表に関連するもの
 - 「博士論文全文の電子ファイル」
 - 「博士論文の全文の要約の電子ファイル」
 - 要約はやむを得ない事由がある場合のみ提出
 - やむを得ない事由がある場合でも必ず全文は提出
 - 「博士論文の内容の要旨の電子ファイル」
 - 電子ファイルの形式は、「博士論文の執筆から提出・公表までの手続き」で説明があった通り
 - 「博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書(申請書)」

確認書(申請書)のリポジトリでの公表関連部分

● 確認書(申請書)裏面

3. 広島大学学術情報リポジトリで公表することに係る確認事項					
<注意事項> 本学では広島大学学術情報リポジトリ(以下「リポジトリという。)で論文の全文及び論文の要旨をインターネット公開することとしているため、本確認書(申請書)提出の際に、著作権のうち複製権・公衆遂信権について許諾したこととなります。 リポジトリではデータの公開にあたり、データの複製(印刷・ダウンロード等)は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明示します。 「学位論文の夢見」及び「論文審査の夢旨」は学位授与日から3月以内に、「学位論文の全文」又は「学位論文全文の夢釣」は学					
位授与日から1年以内にリポットリにおいて公表し、リポットリトップページに「お知らせ」を掲載しますので、確認してください。 学位論文全文の公表に際し、学位申請者自身が著作権等の権利関係を確認済みであること。					
□ 広島大学学位規則第14条第2項における「やむを得ない事由」(以下			٤.		
(該当がある場合はこの欄を空欄とし、以下の項目にチェックを入れること。)					
【広島大学学位規則第14条第2項における「やむを得ない事由」に該当する項目】(ない場合はチェック不要)					
▲ □ 立体形状による表現を含むなど事実上インターネットでの公表が不	可能なもの	である。			
B□ 学位論文における文章や図表・写真等について,著作権法第 32 : 63 条に定める許諾によって利用した場合において,リポジトリで 条件の範囲内に含まれていない。また,リポジトリでの公表につい	の公表が許諾	部に係る利用	方法及び		
○	おれていな	'ډ'。			
D 著作権を譲渡している場合で,著作権者(出版社や学会)に許諾が	著作権を譲渡している場合で,著作権者(出版社や学会)に許諾が得られていない。				
E□ 投稿・出版した(またはその予定がある)ものであって、掲載誌・	投稿・出版した(またはその予定がある)ものであって、掲載誌・出版社の許諾が得られていない。				
F□ 公表してはいけないような、対象者のブライバシーに関わる情報や	公表してはいけないような、対象者のブライバシーに関わる情報や秘匿の情報を含んでいる。				
G 口 投稿・出版の予定があって、全文の公表により申請者自身に明らた	投稿・出版の予定があって、全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。				
H 特許・実用新案等の出願の予定があって、全文の公表により申請者	特許・実用新案等の出願の予定があって,全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。				
広島大学長 殿 上記の理由 (詳細:					
【公開予定日:20 年 月 日】 (口 公開予定日は定まらない。) 「本後は私					
やむを得ない事由の審議結果 20 年 月 日 研究科教授会・代議員会 承認 □					
4. 申請者署名及び指導教員署名					
学位申請者署名(自署)		年 月	日		
主指導教員署名(自署) (論文博士の場合,主査等署名)			Ħ		

著作権、プライバシー等の権利関係を確認済みであることの確認(必須)

- ー公表できない場合でも、そのこと を確認済みであればOK
- ー確認せずに公表できる/できない と決めつけてしまうことがNG
- -公表できない場合は、下のやむ を得ない事由に記入

やむを得ない事由に該当するかどうかを確認。該当する場合,理由の詳細,公開予定を必ず記入

学位申請者と主指導教員の署名 (必須)

3. やむを得ない事由とは

- 立体による表現を含むなどインターネットでの公表が不可能
 - 模型等を含むなど
- <u>公表してはいけない</u>ような、対象者のプライバシー に関わる情報や秘匿の情報を含んでいる
 - 本学、国会図書館では求めに応じて閲覧に供されるため、 そのつもりで博士論文を執筆
 - リポジトリでの公表のみについてのみ不都合が出る場合 などにチェックする

やむを得ない事由とは(2)

- 投稿・出版の予定があって、全文の公表により申 請者自身に明らかな不利益が生じる。
 - − 全文を公表してしまうと投稿・出版が不可能となることがある
 - リポジトリでの公表で、投稿・出版が不可能になるかは、 出版者のポリシーによって異なる(投稿・出版規定を確認)

やむを得ない事由とは(3)

- 特許・実用新案等の出願の予定があって、全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる
 - 公聴会時点で新規性を喪失したとみなされ、出願に制約がつくため、原則、学位申請前に出願する
 - 出願には新規性が必要
 - リスクは伴うが公聴会後でも出願する方法もある
 - 他者の出願,様々な条件,手続きの煩雑化,外国特許取得不可 の可能性など
 - 詳しくは「産学・地域連携センター 知的財産部門」に相談
 - この場合において、全文の公表で不利益を生じるならばチェック

やむを得ない事由とは(4)

- 学位論文中の文章や図表・写真等について、著作権法第32条に定める<u>引用ではなく</u>、同法第63条に定める<u>許諾によって利用</u>した場合、<u>リポジトリでの公表について許諾が得られていない</u>
- <u>共著者</u>のある場合で、リポジトリで公表することに ついて許諾が得られていない
- <u>著作権を譲渡</u>している場合で、著作権者(出版社 や学会)に許諾が得られていない
- 投稿・出版した(またはその予定がある)ものであって、掲載誌・出版社の許諾が得られていない



著作権や投稿の契約に関わる事柄

4. 著作権や投稿の契約とリポジトリでの公表

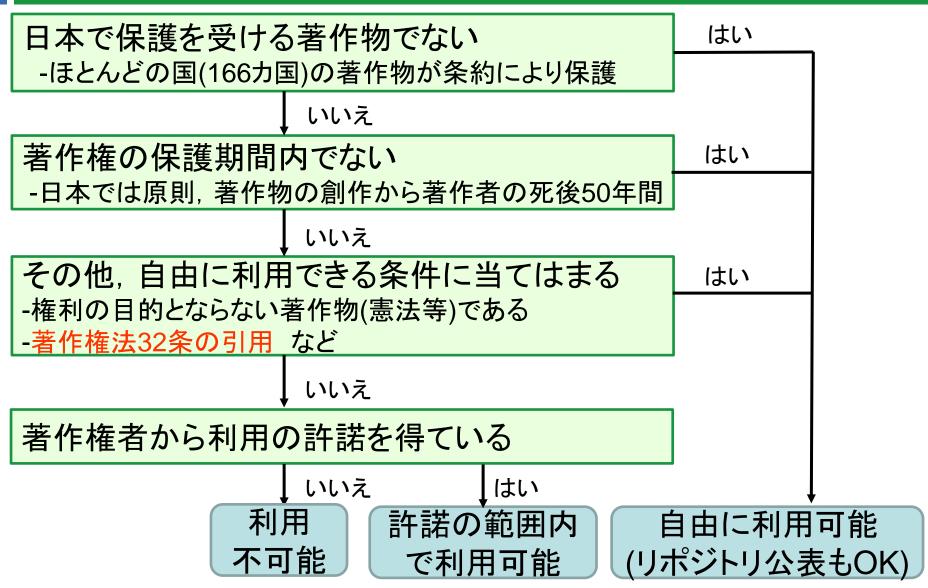
- 以下について説明
 - 著作物利用の可否の確認手順
 - 引用について
 - 許諾について

博士論文に限らない 一般的な話

- 博士論文内での著作物の利用とリポジトリでの公表
- 投稿した論文を博士論文にする場合

博士論文のリポジトリ での公表に関する話

著作物利用の可否の確認手順



引用の条件

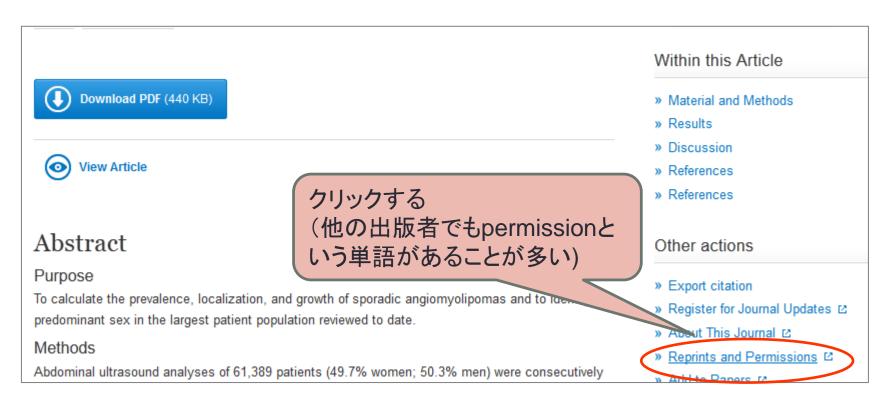
- 引用は以下を満たす必要がある
 - 引用する資料等は既に公表されているものである
 - •「公正な慣行」に合致する
 - 報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」である
 - 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確である
 - カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっている
 - 引用を行う必然性がある
 - ・出所を明示している
- 要約して利用することは認められるか?
 - 自分の言葉でまとめての利用は「参照」と言われ可能とされることが学術論文では一般的(出所明示等は必要)
 - 上記以外は不可とされる場合が多いので、許諾をとる

許諾について

- 許諾はできる限り文書で得る
 - メール、出版者指定の様式など
 - 口頭でも有効であるが、後に問題にならないとは限らない
- 様式等がない場合は、以下について明確にする
 - 利用する著作物の詳細
 - どの著作物(論文等)のどの文章や図表を利用するのか
 - 許諾の範囲
 - 例)博士論文への転載, インターネットでの公表 など
- Rightslinkなどのサービスを通じて許諾申請する出版者もある

Rightslinkの利用例

Springer雑誌ページ内, 各論文のページ



http://link.springer.com/article/10.1007/s00261-014-0129-6 (2014-09-22)

Rightslinkの利用例(2)

Rightslinkのページへ遷移



RightsLink®











Title:

Author:

Publication: Abdominal Imaging

Publisher: Springer

Date: Jan 1, 2014

Copyright © 2014, Springer Science+Business Media

New York



user, you can login to RightsLink using your copyright.com credentials. Already a RightsLink user or want to learn more?

使用用途等を選択

Spi offer to view cience+Business Media has partnered with Copyright Clearance Center's Rightslink service to riety of options for reusing Springer content. Select the "I would like to ..." drop-down menu e many re-use options available to you.

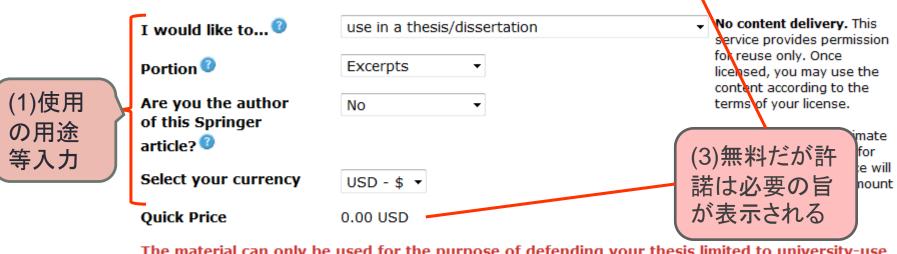


make a selection

Rightslinkの利用例(3)

Quick Price Estimate

This reuse request is free of charge although you are required to obtain a license through Rightslink and comply with the license terms and conditions. You will not be charged for this order. To complete this transaction, click the Continue button below.



The material can only be used for the purpose of defending your thesis limited to university-use only. If the thesis is going to be published, permission needs to be re-obtained (selecting "book/textbook" as the type of use).



博士論文内での著作物の利用とリポジトリでの公表

- 他者が著作権を持つ著作物を「引用」する場合
 - リポジトリでの公表もOK
- 他者が著作権を持つ著作物を「許諾」を得て転載する場合
 - 転載に関する許諾のみではリポジトリでの公表不可能
 - インターネット公表に関する許諾を得る必要がある
 - 複製権, 公衆送信権

- ※他者が著作権を持つ著作物とは投稿・出版時に出版者に著作権譲渡 している場合も含む
- ※ただし、著者が他の論文で再利用する場合には特別に許諾がいらない 出版者もある

投稿した論文を博士論文にする場合

- リポジトリでの公表の可否は出版者との契約次第
 - 以下を著作権譲渡契約書(Copyright Transfer Form), 投稿規定等で確認する
 - 著作権の所在,譲渡の範囲
 - 博士論文として使用の可否
 - インターネット, リポジトリでの公表の可否
- インターネット公開に関する出版者等の著作権ポリシーをまとめたサイト
 - 海外: SHERPA/RoMEO (http://www.sherpa.ac.uk/romeo/)
 - 日本: SCPJ (http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/)
 - ただし、情報が古いこともあるため、これらのサイトは参 考程度にする

確認時の注意点

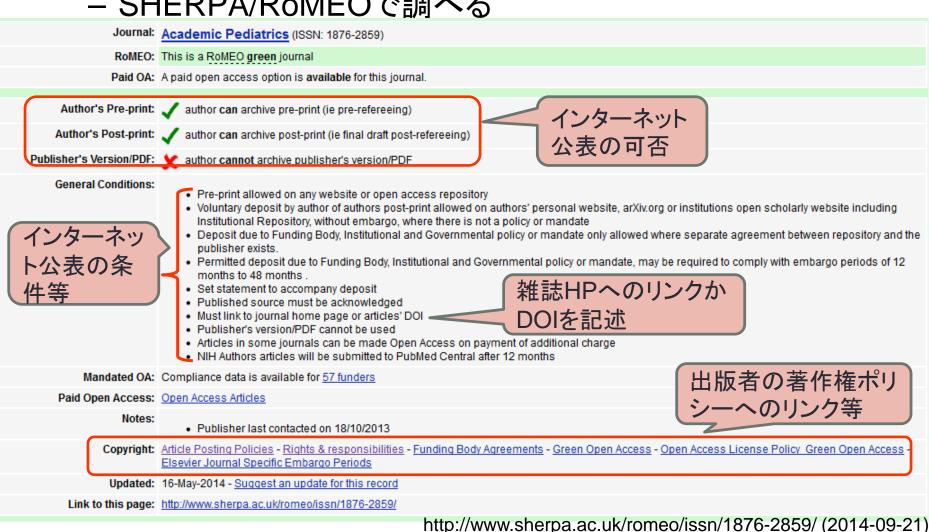
一般に、原稿の種類でリポジトリ公表できるかは異なる

種類	呼ばれ方
査読前の原稿	pre-print, 著者作成原稿, 査読前原稿 など
査読後の最終原稿	post-print, accepted author manuscript (AAM), 著者最終版 など
出版用に体裁を整えた原稿	publishers'/published version, 出版者版 など

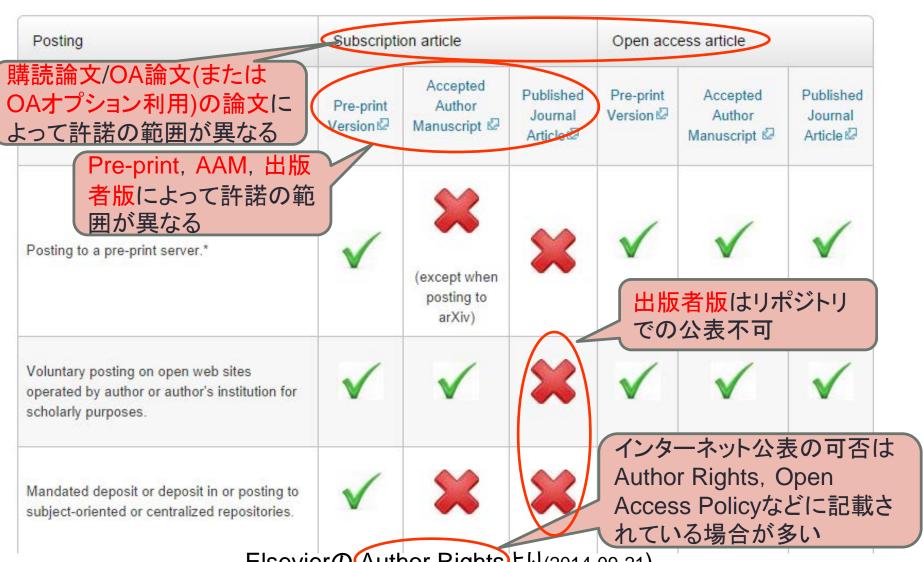
- 出版者版は公表できないことが多い(特に外国雑誌掲載論文)
 - 逆に出版者版しか認めていないこともある
- 公表可能でも、様々な条件が付いていることがある
 - 発行された論文の情報を載せる
 - 発行から一定期間は公表不可(embargo, エンバーゴ)
 - コピーライト表示 など

リポジトリでの公表可否の確認例

- 出版者: Elsevier 雑誌名: Academic Pediatrics
 - SHERPA/RoMEOで調べる



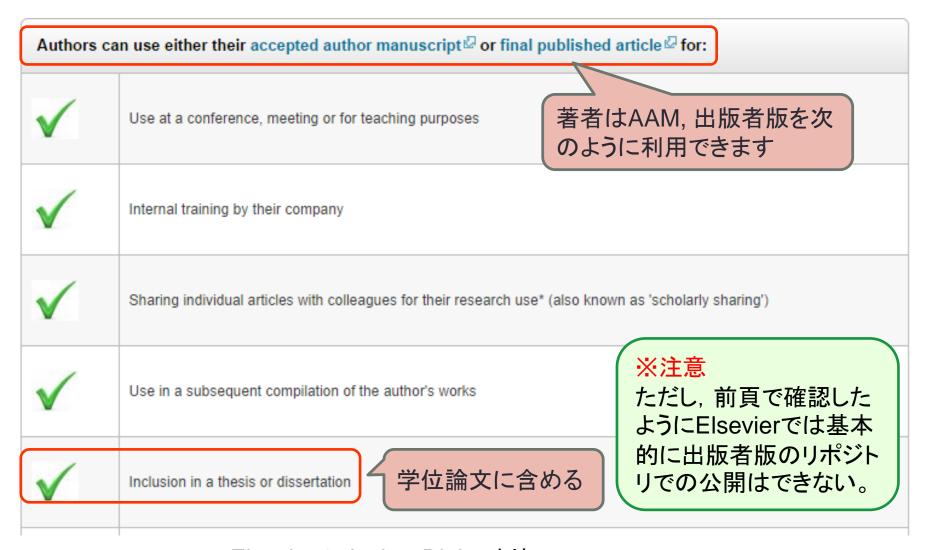
リポジトリでの公表可否の確認例(2)



ElsevierのAuthor Rightsより(2014-09-21)

(http://www.elsevier.com/journal-authors/author-rights-and-responsibilities) 26

投稿した論文の博士論文内での使用可否



Elsevierの Author Rightsより (2014-09-21) (http://www.elsevier.com/journal-authors/author-rights-and-responsibilities) 27

5. おわりに

参考資料

- 黒澤節男. 機関リポジトリと著作権Q&A. 改訂版.
 - 日本語: http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00023065 (2014-09-21参照)
 - English: http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00035325 (2014-09-21参照)
 - 論文を執筆する際や、機関リポジトリで論文を公開する際に関係 する著作権について解説
- 文部科学省.学位規則の一部を改正する省令の施行について.
 - http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/13317
 90.htm (2014-09-21参照)
 - 文部科学省の学位規則改正時の通知等を掲載

おわりに

• 参考文献

- 著作権情報センター. 著作権って何?(はじめての著作 権講座)
 - http://www.cric.or.jp/qa/hajime/ (2014-09-21参照)
 - 著作権に関する一般的な知識について
- 国立情報学研究所. オープンアクセス・サミット2013 「博士論文のオープンアクセスを実現する」質疑応答まとめ.
 - http://www.nii.ac.jp/irp/event/2013/OA_summit/docs/2_shitsugi.pdf (2014-09-21参照)
 - 会場からの質問とそれに対する文部科学省担当者・国立国会図書館担当者の回答のまとめ。

おわりに

• 問い合わせ先

広島大学 学術・社会産学連携室

図書学術情報企画グループ(担当:川村)

Tel: 082-424-6228(内線:6228)

Fax: 082-424-6211(内線:6211)

E-mail: tosho-kikaku-jyoho[at]office.hiroshima-u.ac.jp

• 広島大学学術情報リポジトリ

http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/

よくある質問

- 雑誌に掲載した論文に編集を加えた上で、ほぼ同じ 内容を博士論文に掲載したいが、学会・出版社の許 諾が必要か?
 - 学会・出版社で特に記載がされていなければ、基本的に 許諾をとっていただいたほうが安全です。判断に困る時 は、学会・出版社にお問い合わせください。
- <u>博士論文中に、他者の論文で使用されている図や</u> <u>表を引用している。リポジトリ公表に当たって許諾を</u> <u>得る必要があるか?</u>
 - 「引用」の範囲内であれば許諾は不要です。

よくある質問

- 「やむを得ない事由」に該当する場合,全文に代えて公表する「全文の要約」はどの程度の文量で作成すればよいか?
 - 作成した「全文の要約」の文量が適当かどうかはそれぞれの研究科で判断します。ただし、図書館としては章立てを有し、全体の流れが分かる形で、公表できる情報を可能な限り詳しく作成していただきたいと考えています。

よくある質問

- PDF/Aに準拠したpdfファイルをつくる方法は?
 - Microsoft Word 2010以降の場合は出力時のオプションで作成できます。

